

今後の年度別施行予定箇所について

六町地区では、平成 32 年度までに地区全域の移転・工事に着手することを目標とし、裏面の年度別施行予定箇所図に基づいて事業に取り組んでおります。

工事については、現在、以下のような状況であり、引き続き安全に配慮して進めてまいりますので、関係権利者の皆様には、ご理解とご協力をお願いいたします。

平成 27～30 年度施行箇所

一部の宅地については、仮換地の引継ぎが完了しました。残りの箇所については、土壌及び地下水の入替え工事等により予定が遅れましたが、今秋の仮換地の引継ぎ予定で工事を進めてまいります。

平成 28～30 年度施行箇所

一部の宅地については、仮換地の引継ぎが完了しました。残りの箇所については、想定外の地中障害物や土壌及び地下水の入替えのための追加工事等の影響により予定が遅れておりますが、仮換地の引継ぎ時期の見通しが早く立てられるよう工事を進めてまいります。

平成 29～30 年施行箇所

想定外の地中障害物や土壌入替えのための追加工事等の影響により予定が遅れておりますが、仮換地の引継ぎ時期の見通しが早く立てられるよう工事を進めてまいります。

平成 30 年度施行予定箇所

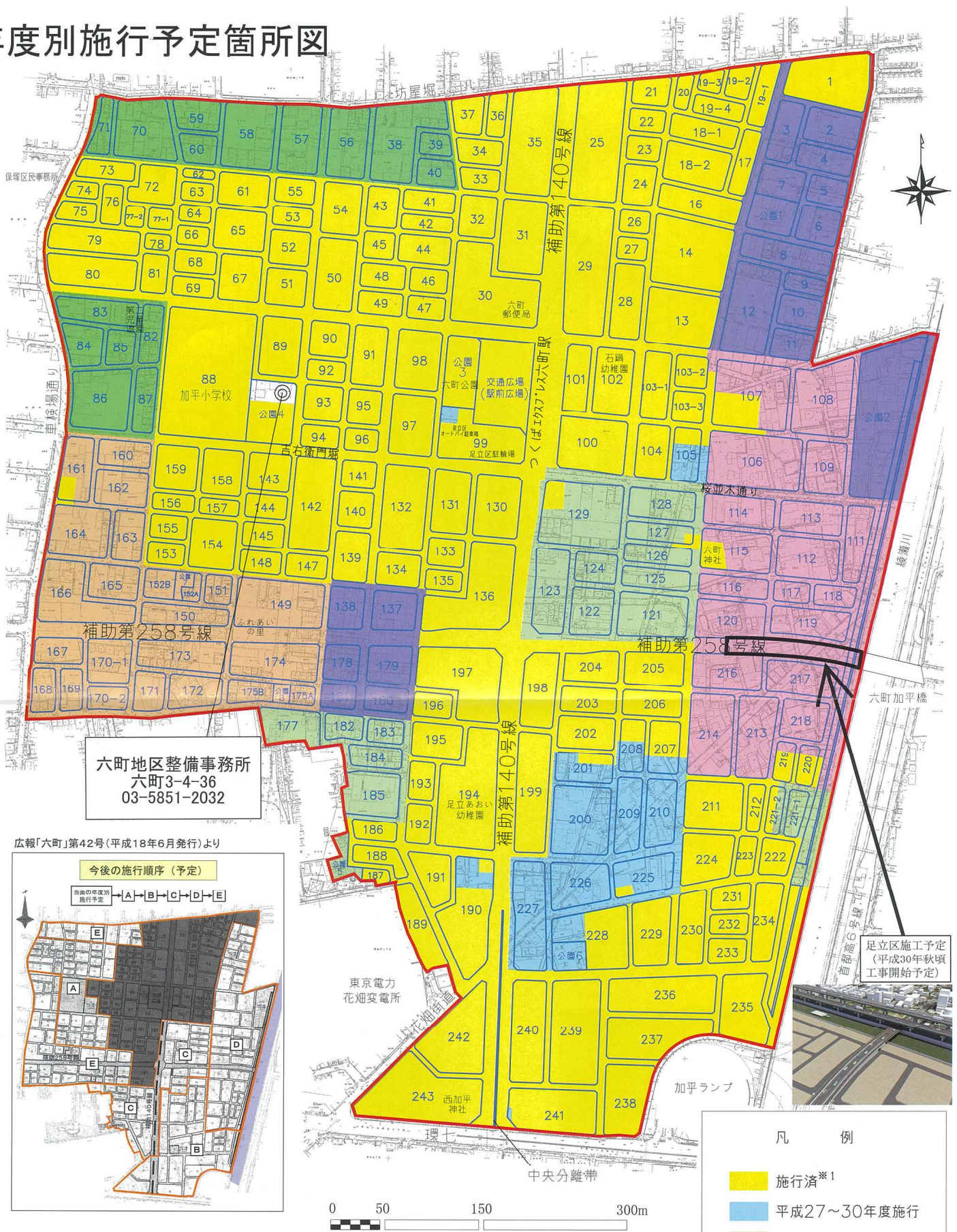
移転が完了した箇所から順次、工事に着手しているところです。

移転補償から工事後の仮換地使用収益開始までの一般的な工程は、以下のとおりです。

事業工程	物件調査	仮換地指定	移転補償説明会	建物評価	補償金の提示・契約	移転及び建物等解体	工事	仮換地使用収益開始
平成31年度施行予定箇所	実施済	実施済			平成30年度			平成31年度～
平成32年度施行予定箇所	実施中		平成30年度		平成31年度			平成32年度～

◎ 一部の宅地については土壌調査等に時間を要すると考えられるため、移転及び建物等解体までの時期を早めることもあります。そのような方々には個別にご連絡を差し上げます。

年度別施行予定箇所図



※1 『施行済』とは、仮換地または道路が完成した箇所です。(一部暫定整備を含む。)

※2 『施行予定』とは、その年度に工事の施工を予定している箇所です。

ただし、施行範囲が広く難易度の高い施工が必要な場合、次年度まで施行期間が延びる場合があります。

なお、移転予定は、『施行予定』の前年度となる予定です。

(注) 施行予定は、財政その他の諸事情により変更する場合がありますので、ご了承ください。

土地区画整理審議会の開催状況について

平成 29 年度におきましては、11 月に第 142 回の審議会を開催し、仮換地指定について諮問し、答申されました。

また、平成 30 年 9 月 12 日に改選後初めての審議会が開催され、会長に石鍋委員、会長代理に大串委員が選任されました。



後列左から

中嶋委員、伊藤委員

山田委員、大竹委員、竹内委員

前列左から

中山委員、小松委員

石鍋会長、大串会長代理、油井委員

足立区による橋梁取付部の工事について

足立区は、六町加平橋の取付部について本年秋頃から工事に着手する予定です。詳細は、足立区都市建設部街路橋りょう課（電話：03-3880-5922）までお尋ねください。

建築行為等の制限について

六町地区において、以下の建築行為等を行う場合には、土地区画整理法第 76 条第 1 項の規定に基づき、東京都知事または足立区長の許可が必要になります。

- 建築物、その他の工作物の新築、改築もしくは増築
- 盛土、切土、埋立等土地の形質の変更
- 移動の容易でない物件の設置もしくはたい積

ただし、原則として従前地における建築行為等はできませんので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。なお、建物の老朽化により危険な状態になるなど、特別な事情がある場合は、別途ご相談ください。

【問い合わせ先】

審議会について	管理課調査清算担当	03-3534-3405
補償契約について	補償課補償担当	03-3534-3407
移転計画、物件調査について	補償課移転担当	03-3534-3413
事業計画について	事業課計画担当	03-3534-3419
換地に関することについて	事業課六町換地担当	03-3534-3427
建築行為等の制限について	六町地区整備事務所工務担当 または事業課計画担当	03-5851-2032 03-3534-3419
各種申請の受付など	六町地区整備事務所工務担当	03-5851-2032
工事に関することについて	六町地区整備事務所工事担当	03-5851-2034